

令和5年度（第39回）

通常総会資料

日 時 令和5年8月25日（金）
午後2時00分～

場 所 セリーズ
高知市高須砂地155番地
TEL (088)866-7000

公益社団法人高知県公共嘱託登記
土地家屋調査士協会

目 次

令和5年度通常総会式次第	1
報告事項	
1. 社員数	2
2. 社員の移動	2
3. 業務日誌	2
4. 報告第1号 令和4年度事業報告	6
5. 報告第2号 令和5年度事業計画	2 2
6. 報告第3号 令和5年度正味財産増減計算予算書内訳表	2 3
7. 報告第4号 個人情報の保護に関する規則一部改正の件	2 5
8. 報告第5号 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務 処理規則制定の件	3 1
議 案	
第1号議案 令和4年度決算報告並びに承認の件（監査報告）	3 3
第2号議案 監事報酬限度額決定の件	4 1
第3号議案 理事及び監事選任の件	4 2
第4号議案 その他の件	4 3

令和5年度 通常総会式次第

司 会 理 事 有 光 壮 太

1. 物故社員への黙祷

1. 開 会 の 辞 副理事長 片 岡 靖 徳

1. 理 事 長 挨 拶 理 事 長 泉 清 博

1. 議 長 団 選 出

1. 記 録 者 及 び 議 事 録 署 名 者 の 選 出

1. 報 告 事 項

報告第1号 令和4年度 事業報告

報告第2号 令和5年度 事業計画

報告第3号 令和5年度 正味財産増減予算書内訳表

報告第4号 個人情報保護に関する規則一部改正の件

報告第5号 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理
規則制定の件

1. 議 案

第1号議案 令和4年度決算報告並びに承認の件（監査報告）

第2号議案 監事報酬限度額決定の件

第3号議案 理事及び監事選任の件

第4号議案 その他の件

1. 新入社員紹介

1. 来賓祝辞

1. 閉会の辞 副理事長 前 田 拓 司

報 告 事 項

1. 社員数 88名 (令和6年6月30日現在)

本 部	56名 (うち、個人55、法人1)		
東 支所	14名	須崎支所	9名
幡多支所	9名		

2. 社員の移動

入会社員

富 永 武 志 (本 部)	令和 4年 7月 1日
筒 井 伸 光 (本 部)	令和 4年12月 1日

退会社員

太 田 泰 昭 (須 崎)	令和 4年10月31日
谷 弘 美 (幡 多)	令和 4年12月 5日
森 沢 俊 夫 (本 部)	令和 4年12月19日
前 田 巧 (東)	令和 5年 2月28日
寺 岡 享 彦 (本 部)	令和 5年 6月15日

3. 業務日誌

一般会議関係

幡多支所会議	令和 4年 7月 7日
東支所会議	令和 4年 7月 8日
須崎支所会議	令和 4年 7月 8日
常任理事会	令和 4年 7月12日
監査会	令和 4年 7月19日
第1回理事会	令和 4年 7月27日
通常総会事前打合せ	令和 4年 8月16日
常任理事会	令和 4年 8月16日
令和4年度通常総会	令和 4年 8月27日
常任理事会	令和 4年 9月13日
常任理事会	令和 4年10月12日
総務・業務合同部会	令和 4年10月20日

第2回理事会（書面決議）	令和	4年	11月	15日
常任理事会	令和	4年	11月	18日
常任理事会	令和	4年	12月	15日
総務・業務合同部会	令和	5年	1月	12日
業務処理委員会	令和	5年	1月	12日
常任理事会	令和	5年	1月	17日
中間監査会	令和	5年	1月	24日
総務・業務合同部会	令和	5年	1月	27日
第3回理事会	令和	5年	2月	10日
常任理事会	令和	5年	2月	15日
研修会	令和	5年	2月	17日
本会・協会合同役員会	令和	5年	3月	14日
常任理事会	令和	5年	3月	14日
常任理事会	令和	5年	4月	13日
総務部会	令和	5年	4月	21日
常任理事会	令和	5年	5月	15日
常任理事会	令和	5年	6月	13日
第4回理事会	令和	5年	6月	23日
業務処理委員会	令和	5年	6月	28日

全公連関係

出前研修会	令和	4年	8月	7日
地図作成実務研修会（web開催）	令和	4年	11月	28日
第2回研修会及び全国理事長会議	令和	5年	2月	13日～14日
災害時連絡網テスト	令和	5年	3月	10日
第38回定時総会・第1回研修会	令和	5年	6月	1日～2日

四公連関係

理事長会議（web会議）	令和	4年	7月	4日
第1回理事会・監査会	令和	4年	9月	17日
定時総会事前打合せ	令和	4年	10月	3日
令和4年度定時総会・研修会	令和	4年	10月	14日～15日
第2回理事会	令和	5年	4月	1日

業務受託及び作業関係

高知県教育委員会学校安全対策課協議	令和	4年	7月	1日
高知県農業基盤課協議	令和	4年	7月	6日
高知市道編入事業完了検査	令和	4年	7月	8日
高知地方法務局登記所備付地区作成作業開札	令和	4年	7月	15日
山鳥坂ダム工事事務所開札	令和	4年	7月	20日
高知市地籍調査事業全体会	令和	4年	7月	22日
高知県農業基盤課協議	令和	4年	8月	30日
中国四国農政局高知南国農地整備事業所開札	令和	4年	10月	3日
高知市道編入事業完了検査	令和	4年	10月	7日
高知県農業基盤課協議	令和	4年	10月	20日
高知県高知土木事務所協議	令和	4年	11月	1日
高知市道編入事業完了検査	令和	5年	1月	13日
高知県公立大学法人協議	令和	5年	1月	17日
高知地方法務局登記所備付地区作成作業全体会	令和	5年	1月	24日
高知県公立大学法人協議	令和	5年	2月	2日
高知地方法務局登記所備付地区作成作業完了検査	令和	5年	2月	21日
高知県公立大学法人協議	令和	5年	2月	27日
高知市道編入事業完了検査	令和	5年	3月	14日
中土佐町地籍調査事業完了検査	令和	5年	3月	16日
高知市地籍調査事業完了検査	令和	5年	3月	22日
高知地方法務局登記所備付地区作成作業全体会	令和	5年	4月	7日
土佐国道事務所開札	令和	5年	4月	10日
中村河川国道事務所開札	令和	5年	4月	10日
香川河川国道事務所開札	令和	5年	4月	12日
高知県用地対策課協議	令和	5年	4月	13日
徳島河川国道事務所開札	令和	5年	4月	17日
松山河川国道事務所開札	令和	5年	4月	25日
四国山地砂防事務所開札	令和	5年	4月	26日
高知市上下水道局浄水課協議	令和	5年	4月	26日

高知県農業基盤課協議	令和	5年	5月24日
高知県用地対策課協議	令和	5年	5月29日
大阪航空局開札	令和	5年	6月2日
高知市道編入事業完了検査	令和	5年	6月21日
高知地方法務局登記所備付地区作成作業開札	令和	5年	6月27日

令和4年度 事業報告

1. 総括

理事長 泉 清 博

総括的な事業報告をさせていただきます。

○令和4年度の事業収益と今後の傾向

令和4年度は、決算として約1億8397万円の事業収益となりました。

令和3年度は3億959万円の事業収益から差し引くと差額1億2562万円（約4割）もの収益減となりましたが、令和3年度の事業収益は、令和2年度の業務が発注側の都合により令和3年度に繰り越しとなった為に増収となったものなので、令和2年度と3年度の平均2億3958万円からの収益減と考えられます。

いずれにせよ事業収益の減少は、協会の運営にとって望ましいものではありませんが、新型コロナウイルスの影響により発注官公署の新規事業発注が少なくなった事が主な原因であり、最近では大型の業務見積依頼が少なくなっていることから、財政基盤の弱い高知県内は今後も厳しい運営が続くのではないかと考えています。

令和2年当時、運転資金が310万円まで枯渇し、地図作成に従事する社員への中間金の支払いも思うようにできなかった苦い経験から運転資金を確保しつつ、実施した公益目的事業の令和3年度との期首残高の差は約743万円で、令和3年度の期首期末の差額333万円より増加しており、この収益減の中でも収益に対し可能な限り支出を増加させている事が分かります。

科 目	令和3年度決算			令和4年度決算		
	公益目的事業会計	法人会計	合 計	公益目的事業会計	法人会計	合 計
	嘱託修記事業			嘱託修記事業		
一般正味財産期首残高	△ 25,319,816	37,582,813	12,262,997	△ 28,652,603	95,321,944	66,669,341
一般正味財産期末残高	△ 28,652,603	95,321,944	66,669,341	△ 36,083,781	121,304,703	85,220,922
期首期末差額	△ 3,332,787	57,739,131	54,406,344	△ 7,431,178	25,982,759	18,551,581

当然、マイナス分の補填は、法人会計から公益目的事業へ繰り入れて支払いをしているので、両方の会計を合算して判断すると、今期は期首残高比較で約1855万円の運転資金を確保した結果となりました。

補助金の様な安定した財源を持たない当協会では、地図作成作業に従事する社員の事務所の経営を考え、中間金の立替払いが必要（例えば地籍調査や14条地図作成作業に20人の社員が参加していただいた場合、中間金として1人100万円を支払うなら、その時点で固定経費とは別に2000万円の運転資金が必要となります。） ですし、事業収益が落ち込んだ場合でも運営できる固定経費の支払いを考えると、協会存続の為にはある程度の運転資金を確保しておく必要があります。

長期間入金がないまま週に3日以上専従しなければならない社員の個人事務所経営面への支援

のためには中間金の支払いが不可欠であり、事業の継続に必要なものであるとともに、運転資金の確保は、いわゆる利益の内部留保とは異なる性質のものです。

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会（略称:全公連）からの情報によると、運転資金については非公式ながら公益目的事業費の1年分程度は認められるとのことですが、利益の内部留保と誤認されないよう明確化し、運転資金以上の留保はせず公益目的事業費で生じた利益を支出し、収支相償となるようこれからも運営していきます。

○個人情報の取扱いに関する組織としての対応について

高知市から「発注する全ての業務について個人情報の管理、取扱いの方法や責任者教育の方法まで厳しく事前に定めたチェックリストを作成、提出しなければ契約できない事となった。」との連絡があり、我々の境界確認の為の所有者情報の取扱いについても、今後の教育まで含めた管理体制をマニュアル化し、徹底しなければならなくなりました。

このような個人情報に対する受注者側の念書とも言えるチェックリストの提出は、今後他の官公署からも類似のものを求められる可能性があります。我々は個人情報を扱う有資格者としてこれまでも細心の注意を払って処理してきましたが、社員個人ではなく組織として対応が求められるようになってきたという事です。

個人情報の保護については、今まで当協会独自のプライバシーポリシーを制定するなど積極的に対応してきましたが、発注者側に対応するべく社員各位と共にこの仕様を次年度以降も検討していきます。

○境界標識の設置について

当協会の主たる公益目的事業である境界標識の設置は、嘱託登記業務の処理をする際に、併せて官公署では目的外とされる民々間の境界点に境界標識を設置することにより、官公署との業務終了後も境界に関する紛争を予防し、土地の境界の明確化を図ることによって広く国民の権利の財産を保全し、不動産の流通の促進を図るという効果があり、令和4年度においても、数多くの境界標を設置しました。

法務省の14条地図作成作業においては、法務省もこの公益性を理解し、令和4年度から境界保全標の設置費用が単価として認められる様になりましたが、一般競争入札でその費用を加算することで受託できない可能性もあり、実際には単価表の点数を上回る境界標を設置する必要もある事から、実質上、今まで通り境界標の設置を当協会の事業として実施しており、令和4年度は約3200点の境界標を設置、14条地図作成作業と地籍調査事業だけで5000点を超える境界確認を実施しています。（今回の14条地図作成作業は市街地であった為、既存境界標が多く設置されていたので打設不要でナンバープレートによるナンバリングや、在庫管理外の金属板による境界標設置で済ませる測点も多くありました。境界標の設置の有無に関係なく既存境界標を担当社員が確認、記録する事により再認知され、境界を保全する点として機能しています。）

今後も、当協会の使命として、この権利の明確化に関して事業を推進していきます。

○地図作成業務について

地図作成業務に関しては、大変厳しい中、受託社員のご理解とご協力により、今年も順調に業務処理が実施されています。

(また、令和5年度、6年度の高知市神田地区での14条地図は難易度が高く、県外業者は敬遠していると推定される中でも、唯一の地元受託団体としての使命感もあり、積極的に受託しています。)

難易度の高い現場である事、社員数の減少、高齢化で体力を必要とする地図作成業務に従事する事も容易ではない事等、厳しい状況ではありますが、地域の特性を考慮しない県外業者の実施した14条地図作成作業地域で協議が不十分等の問題点が指摘されている中、地元の公益社団法人として誠実に対応し、法務局をはじめ各方面に公益性を高く評価していただいています。

○国土交通省の契約について

関東地方整備局では、一般競争入札による安価な受託が業務遅延の原因となっているとの分析から、嘱託登記申請も、品質確保法の対象であるべきだとして通達を出し、金額のみの一般競争入札を問題として履行確実性の審査・評価を4月から実施する事となりました。

この問題が、今まで四国地方整備局で取り上げられたことはなく、過去にも四国地方整備局に対し、価格のみを落札の条件とする一般競争入札による弊害を説明しましたが、四国では特に問題はないとして、現在までその多くを県外業者が著しく安価な受託額で受託しています。しかし、まだ四国では問題点が顕在化していないだけで、関東地方整備局がこれを品質確保法の対象とした事に意義があります。

全公連ではこれを好機と捉え、全国に波及する様にしたいと考えており、四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(略称:四公連)でもこの内容を検討し、四国においても受託事件が品質確保法の対象と考えていただけるよう提案していきたいと考えます。

○啓発活動 所有者不明土地問題に関する研修会の実施

令和2年度の土地基本法改正や、令和3年度の民法改正法、相続土地国庫帰属法、令和4年度法務省民事指針など、所有者不明土地問題に関する各種法改正が行われており、新聞報道などで大きく取り上げられていました。

当協会では、持ち回りで開催される四公連総会の当番会であった事から、高知市で開催した四公連総会翌日の10月15日に研修会を開催しました。

演題は以下のとおりです。

- ・「現代社会における土地法制の課題と対策」

国土交通副大臣 豊田 俊郎 様

- ・「所有者不明土地問題に対する政府の取組と行政上の対策について」

国土交通省 不動産・建設産業局土地政策課 土地調査官 高橋 宏幸 様

- ・「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し」

法務省 大臣官房参事官 大谷 太 様

地方での開催が困難な高いレベルの講師陣をお招きする事ができた為、広く市民参加できる講座とすることも検討しましたが、演題内容は専門性が高く、会場の制約もあり所有者不明土地問題の解決を急務としている高知県下の官公署に参加を呼びかけたところ、高知地方法務局をはじめ多数の官公署職員も受講して、公共嘱託登記制度並びに所有者不明地問題への啓発活動となりました。

2. 総務部

総務部長 竹村克彦

(1) 会議関係

1) 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

出前研修会	(8/7 高松市)
地図作成実務研修会	(11/28 web)
研修会・全国理事長会議	(2/13～2/14)
全公連確認テスト	(3/10 調査士協会・オンライン)
定時総会・研修会	(6/1～6/2 東京)

2) 四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

理事長会議	(7/4 web)
第1回理事会・監査会	(9/17 高松市)
定時総会事前打合せ	(10/3)
令和4年度定時総会・研修会	(10/14～15 高知市)
第2回理事会	(4/1 高松市)

3) 各種会議

令和3年度通常総会	(8/27 ちより街テラス)
理事会 4回	(7/7、2/10、6/23 調査士会館、11/15 書面決議)
監査会	(7/19 調査士会館)
中間監査会	(1/24 調査士会館)
常任理事会 12回	(7/12、8/16、9/13、10/12、11/18、12/15、1/17、 2/15、3/14、4/13、5/15、6/13 調査士会館)
支所会議	(幡多 7/7、須崎 7/8、東 7/8)
本会合同役員会	(3/14 調査士会館)
研修会	(2/17 ちより街テラス)
総務・業務合同部会	(10/20、1/12 調査士会館)
総務部会	(4/21 調査士会館)

(2) 外部との連絡協調

高知県土地家屋調査士会との連絡連携協調、ならびに高知地方法務局、全公連、四公連との連絡協議、情報交換を、定例の会議だけでなく随時行っております。

四公連に割り当てられている全公連理事枠について、令和4年度まで務めて頂いた愛媛協会岩村昌司氏の辞任の意向を踏まえ、高知協会として徳島協会が推薦する矢野太一氏を四公連推薦理事候補とし、6月開催の全公連総会で承認されました。

(3) 組織の充実・強化

①社員向け研修会の開催

業務処理や成果品の品質向上、ならびに来年度実施されるインボイス制度に対する協会の対応を周知徹底するため、11月5日に社員対象の研修会開催を計画しましたが、境界としてのインボイス制度への対応策が定められないこと、また業務処理の繁忙期であることにより延期し、2月17日金曜日に開催しました。(出席社員数41名)

②「個人情報保護に関する規則」の改正

個人情報の取り扱いに関して委託契約を結ぶ高知市から、これまでより高いレベルの取り扱いと、組織においてその取り扱い要領の明文化を求められたため、標記規則の変更原案を作成しています。7月に開催する理事会で改正案の上程を予定しています。

また、高知市からの要請にもとづいて、個人情報の受け渡し手順をより厳格に変更して、その内容を社員に通知しました。

③インボイス制度への対応

10月から始まるインボイス制度に対応した協会の取り扱いを社員に通知するとともに、社員においても制度への適切な対応を啓発する文書を発信しました。

④帳簿書類の保存について

電子計算機を使用して作成する、国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、新たな規則を定める必要があるため、国税庁が示す雛形をもとに当協会の実態に即した規則の原案を作成しています。7月に開催する理事会で制定案の上程を予定しています。

⑤事務局執務環境の改善

事務局の効率的な事務処理のための環境維持・改善のため、消耗品什器の計画的な刷新、リース契約期間、バージョンアップのタイミングなど注視しながら管理しています。

⑥対外研修会の開催の準備

公益事業として行うとしている対外研修事業再開に向けて、その内容・時期・規模等を検討していますが、中断に至った理由のひとつである財務状況は概ね改善したものの、今年度以降大幅な受託事件減少が予測されるため準備に至っていません。

⑦新型コロナウイルスへの対応

不要不急な事情による事務局・地図作成室への社員の訪問を禁じ、また事務室の換気や手指の消毒などの感染防止対策を継続して実施しています。

3. 業務部

業務部長 片岡靖徳

令和4・5年度、14条地図作成作業（高知市葛島一丁目、青柳町、弘化台の全部及び稲荷町、知寄町三丁目、小倉町、東雲町の各一部）については、1年目作業の基準点作業は完了しました。

2年目作業については、令和5年2月より官公署の立会を開始し、現在民有地の立会業務が未立会者等を除き完了しており、未立会箇所の立会、測量業務等を各班行っています。

今回の2年目作業について、タブレットによる調査書システムを使用する事に対応できる班にはお願いしており、今後の14条地図作業について検証を行っていきます。

今後の予定として縦覧日程も法務局より連絡があり、地図室より下記の通り各班に指示を行っています。

本年度の縦覧作業は法務局より以下のとおり連絡がありました。

日時：11月9日（木）、11月10日（金）、11月14日（火）

場所：高知地方法務局会議室にて実施

作業のタイムスケジュールを以下の通りとします。

縦覧案内の発送（法務局）	10月23、24日頃
発送の準備（封筒詰め、点検）（法務局）	10月10日頃～
成果図及び地籍簿 法務局へ納入	10月上旬
地籍簿各班最終チェック（各班）	9月下旬
成果図及び地籍簿の作成（地図室）	9月中

筆の確定は、立会確定、登記官による筆界認定、筆界未定のいずれかです。

何らかの理由で未立会となった土地は、早めに、担当登記官と協議して下さい。

班により作業の進捗に差はあると思いますが、画地データ及び異動事項（土地調査書記入）の最終確定、地図室への提供は、上記のスケジュールのとおり8月31日です。

令和4年度の2年目作業については前年度より約1ヶ月縦覧が早くなっており、担当社員には苦勞を掛けていると思います。

令和5・6年度14条地図作成作業（高知市神田の一部）については入札が行われ、高知協会が落札出来ています。

前年度令和3・4年度14条地図作成作業（棧橋通五丁目、棧橋通六丁目の全部及び棧橋通四丁目、南ノ丸町、百石町三丁目の各一部）については、2年目作業の縦覧作業が令和4年12月1日、2日に実施され、異議申立に対する対応を12月に行い、地図室作成の地積測量図のチェック作業を12月20日～1月5日の期限で各班対応してもらいました。

成果品については、例年通り、各班で作成を行い地図室で取り纏めて納品し完了しています。

地籍調査については、令和4年度（高知市高須・介良・屋頭地区）については、本年度作業（E工程）は順調に作業出来ており、順次コンサルに点の記を提供し、本年度作業は完了しています。

現在は令和5年度（H工程）の画地の作成中です。

令和3年度地籍調査（高知市高須西町・萩町・高見町地区）については令和4年12月に閲覧作業を行い、異議申立について各班対応しました。

中土佐町上ノ加江地区（令和4年度）作業については完了しています。

同じく令和3年度作業については閲覧作業を令和5年2月に実施し完了しています。

高知市の令和5年度地籍調査作業（高知市介良乙の一部他）については、契約になり、担当者の決定を行い、令和5年7月12日に全体会を行いました。

本年度の作業区域、介良乙地区は大部分が耕作地（田）であり、孕西町、孕東町は山林を含む区域となっています。

四万十市まちづくり課、いの町土木課、いの町管財契約課、南国市建設課、都市整備課、各土木事務所等の業務について見積依頼、本年度単価への変更依頼があり見積りを業務担当者、協会事務局で作成し提出しています。一部本年度中の業務として契約した作業については、担当社員が作業を行っており、令和4年度末（令和5年3月末）までの業務については、工期延長が必要な業務は工期延長、再契約を行い、それ以外は納期内に業務完了している事を確認しています。

尚、業務工期について、工期厳守は当然であり、進捗状況の報告書を担当社員には提出してもらうよう4月以降の契約については、お願いをしています。

尚、例年9月、10月には見積依頼があるのですが、昨年は見積依頼が減少しているように感じており、今後も業務受託について、厳しい状態は続くと思われませんが、業務担当者としては、現在受託している官公署の業務を引き継ぎ受託できるよう、又、新規の受託に向けて相談、見積等にも対応してまいります。

業務担当（国等出先機関・高知県） 前田 拓司

◎高知県

高知県農業基盤課から、南国市久枝・高知市春野町の2件の分筆登記業務の見積依頼があり、高知市春野町の分筆登記業務が契約となり、担当社員による業務処理にて完了しました。

高知県教育委員会学校安全対策課から、高知市一宮徳谷の分筆登記業務が今年度予算で業務処理が可能かの相談があり、現在、見積書を提出しています。

高知県警装備施設課から、高知市横浜の境界確定・地積更正登記業務の見積依頼があり、契約となったため、担当社員による業務処理にて完了しました。

また、令和6年度予算要求として高知市瀬戸南町、高知市大川筋の職員宿舍用地の境界確定・登記業務の見積依頼があり、現在、見積書を提出しています。

高知県職員厚生課から、当協会が令和4年度に受託した四万十市の職員宿舍用地測量業務で、今後の売却にあたり、現況道路部分を四万十市に寄附をするために必要な手続き業務についての事前相談がありました。

現況道路部分の寄附については、四万十市まちづくり課との事前協議が必要である事から、県担当者に四万十市との事前協議に必要な協議事項を片岡業務部長が作成し、県担当者に提供しており、四万十市との協議結果後の内容により見積りを行う事を確認し、現在、回答待ちの状況です。

高知土木事務所河川管理課から、高知市鏡の分筆登記業務が今年度予算で業務処理が可能かの相談があり、現在、見積書を提出しています。

高知県公立大学法人から、高知工科大学永国寺キャンパスの増築工事に伴う用地買収及び代替地の分筆登記業務に関する見積依頼がありました。

同法人が所有する土地については、高知県私学大学支援課及び管財課、高知県議会の承認等により、業務内容に流動性がある事が想定され、見積内容を二期に分けて見積書を作成し、今年度事業として契約となり、担当社員選任後、現在、業務処理対応中です。

◎高知市

高知市市街地整備課から、中須賀土地区画整理事業に関連し、事業区域に隣接する北端町のJR所有地分筆登記業務の見積依頼がありました。

中須賀土地区画整理事業の先行買収にかかる境界確定業務は、当協会が平成26～28年度に業務対応しており、見積依頼地周辺の境界確定業務を、当時、片岡業務部長が業務対応していた事から、見積書を作成してもらい、今年度事業として境界確定業務までを契約する事となり、業務処理対応して完了いたしました。

高知市上下水道局浄水課から、高知市大津の「もみじ野台高地区施設に係る用地測量・分筆登記業務」の予定価格の参考見積依頼がありました。

依頼内容は、高知市が所有する配水池及び送水所等の施設が民有地にあり、これらの施設の未登記部分の分筆登記業務の見積相談を片岡業務部長と対応しました。

見積依頼地は、地図訂正を要する箇所が想定され、また、広大地である事から、事前に法務局との協議が必要であり、また、入札を前提とした予定価格の見積依頼については、当協会は入札に参加できない事を説明し、受託を前提とした見積依頼の可否についての確認をお願いし、現在、回答待ちの状況です。

その他、各社員からの自己開発による見積書を片岡業務部長・太田理事・岡林理事と協力して確認をしました。

例年9月末～11月末まで来年度予算要求のための見積依頼が所管各課から当協会に見積依頼が集中していましたが、今年度は、年度内の予算で対応可能かの相談業務が多く、来年度予算要求のための見積依頼は前年度と比べ減少傾向でした。

業務担当（西地区） 太 田 聡

◎高知県

- ・用地対策課より令和5年度佐賀大方道路分筆登記等委託業務についての土地分筆登記が完了し成果品を納品したことを確認しました。
- ・高知県教育委員会学校安全対策課より、四万十高校屋外トイレ・部室・更衣室の改築に伴う敷地調査測量業務の見積依頼があり作成しました。すでに契約となり作業が完了しております。
- ・中央東土木事務所より旧龍河洞スカイラインの道路未登記処理業務（自己による業務受託）の見積依頼があり担当社員と共に作成しました。2月に契約となり3月に業務完了しております。
- ・農業基盤課より、土佐市中島の堤防敷地が一部私有地であるため、一部地目変更分筆登記による見積依頼があり作成しました。すでに契約となり作業中です。

◎四万十市

- ・まちづくり課より市道利岡田野川藤線の用地調査業務の見積依頼があり作成しました。昨年10月に契約となり3月末に業務完了しております。
- その他、まちづくり課からは複数件の見積依頼があり片岡業務部長と見積書を作成し提出しております。
- 見積依頼の多くは契約となっておりますが、契約に至ってない業務についても注視しております。
- その他、自己による業務受託の見積書を確認しております。

◎土佐清水市

- ・観光商工課より足摺テルメの建物表題登記の見積依頼があり泉理事長が見積書を作成しました。昨年10月に契約となり2月末に業務完了しております。

◎土佐市

- ・前年度より総務課から市有地を有効活用するための土地境界確定・土地地積更正・分筆登記に関する業務（自己による業務受託）の見積依頼（4件）があり、担当社員と共に現地調査をした上で見積書を作成し提出しました。その内の3件は契約となり10月に完了したことを確認しました。
- その他の見積についても近日中の契約が見込まれるため担当社員と連携し迅速な対応をいたし

ます。

◎いの町

・土木課及び管財契約課から土地境界確定等の見積依頼が複数件あり片岡業務部長が作成し提出しております。一部は契約となり現在作業中です。

その他、いの町からは継続して見積依頼を頂いております。見積依頼の多くは契約となっておりますが、契約に至ってない業務についても注視しております。

その他、自己による業務受託の見積を確認しております。

◎中土佐町 上ノ加江地区地籍調査事業について

令和4年度については、例年通りの作業範囲となり2班体制で作業を実施しておりました。3月に完了検査を終え業務完了しております。又、令和5年度については上ノ加江・矢井賀地区を予定しており小規模範囲となる旨を確認しております。

その他、市町村からの見積依頼及び自己による業務受託の見積を確認しております。

業務担当（東地区） 岡 林 昌 彦

◎中国四国農政局 高知南国農地整備事業所について

・令和2年度より行っております区画整理に伴う外周部分の分筆登記申請については、東支所社員において令和3年度に立会し、令和4年度に業務が概ね完了しております。

なお、一部について地権者の都合により登記申請ができなかった分についても今年度登記する予定です。

新件の入札は本年度ありませんが、来年度以降入札となる予定で引き続き注視していきます。

◎国土交通省大阪航空局

・高知空港場外用地の登記申請業務について入札のうえ当協会が業務を受託し、担当社員が対応しております。

◎高知県中央東土木事務所用地課

・県道を拡幅するにあたり、土木事務所が隣接地権者に対し境界確認を求めたところ地権者が境界確認に応じず当協会に相談があったものです。立会に応じない地権者の土地については地積測量図が備わっており、以前に分筆した社員を担当者として登記が完了しております。また、その他にも見積りを行っています。

◎高知県住宅供給公社

- ・建物表題登記及び土地分筆登記の見積依頼があり、それぞれ担当社員により業務が完了しております。

その他にも見積依頼がありました。

◎南国市

- ・都市整備課及び建設課より自己開発による見積案件を複数件確認しており、担当社員が適宜対応しております。

また、その他にも見積依頼がありました。

◎田野町

- ・まちづくり推進課より新設水路設置に伴う買収による分筆登記の見積依頼が契約となり担当社員により業務が完了しております。

4. 経理部

経理部長 吉 村 慶 介

令和4年度の報告といたしましては、当初の予算に対し、本年度決算では1億8300万円と大きく減少いたしました。

昨年度の総会でご報告をした通り、官公署より見積り依頼や業務受託が減少した結果と言えます。

また、令和5年度も同様に大変厳しい状況が予想されます。本年度予算の編成につきましては、二度の補正予算をいたし理事会にて承認しております。

財務体質の改善に関しましては、毎月予算執行の状況を常に把握し、その時の状況に応じ検討しております。

また、今後も西森税理士の確認、指導を受けながら経理事務を公益法人会計に則って処理してまいりますので引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

令和4年度 受託処理状況

令和 5年 6月30日現在

発注先	報酬額	備考
高知地方法務局	38,988,290	登記所備付地図作成作業
四国地方整備局	441,265	登記業務
中国四国農政局	7,428,629	地積更正・分筆登記
大阪管区气象台	178,121	境界復元
第五管区海上保安本部	796,943	境界標設置業務
小計	47,833,248	
高知県企業誘致課	1,059,619	地図訂正・復元
高知県職員厚生課	2,277,270	建物表題変更登記
高知県環境政策課	98,120	分筆登記
高知県土木政策課	572,440	合筆・地積更正登記
高知県用地対策課	219,340	分筆登記
高知県農業基盤課	753,302	測量調査・分筆登記
高知県教育委員会	1,201,073	境界確定
高知県中央東土木事務所	5,330,164	未登記処理業務
高知県幡多農業振興センター	1,390,185	境界確定・分筆登記
高知県警察本部	3,659,997	境界確定・地積更正
高知県住宅供給公社	284,290	建物表題登記
小計	16,845,800	
高知市道路管理課（高知市道）	21,988,580	市道編入
高知市地籍調査課	68,757,810	地籍調査事業
高知市市街地整備課	1,508,986	境界確定
小計	92,255,376	
南国市	6,436,814	境界確定・地積更正・分筆登記
香南市	397,820	分筆登記
土佐市	1,267,308	合筆・分筆等登記

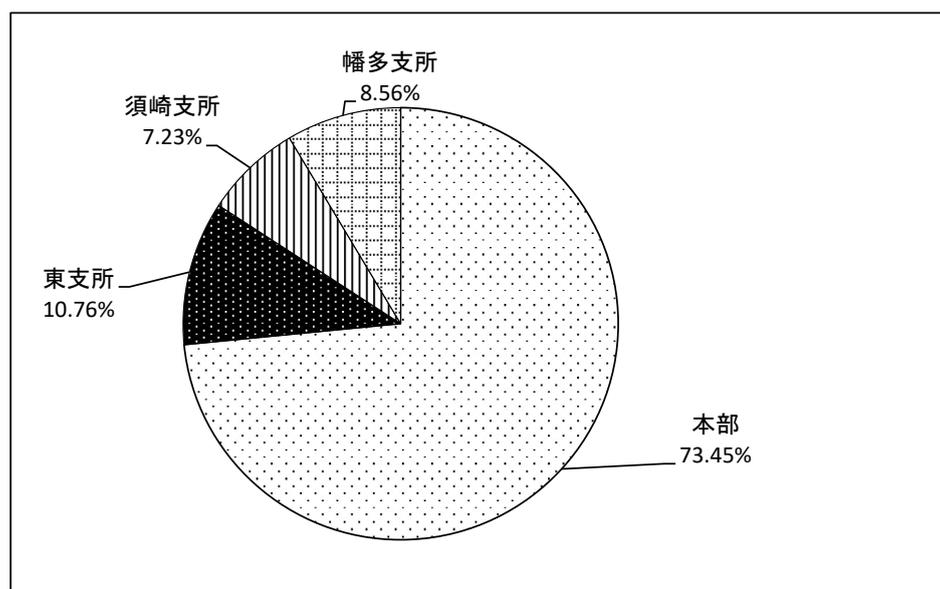
発注先	報酬額	備考
四万十市	11,532,722	用地調査
土佐清水市	1,540,591	建物表題登記
いの町	11,041,054	境界確定・地積更正・分筆登記
中土佐町	11,738,100	地籍調査事業
田野町	1,473,842	境界確定・用地測量
小計	45,428,251	
総計	202,362,675	

(金額税込)

令和4年度 支所別受託処理状況

支 所	金 額
本 部	148,640,159
東 支 所	21,781,487
須 崎 支 所	14,627,821
幡 多 支 所	17,313,208
合 計	202,362,675

(金額税込)



令和5年度 事業計画

(1) 総務部

1. 外部との連絡協調

- ① 高知地方法務局・高知県土地家屋調査士会との連絡協議
- ② 全公連・四公連の各種会議への参加
- ③ 他県協会との情報交換
- ④ 一般市民を対象とした啓発活動

2. 組織の充実・強化

- ① 各地域との連絡協議
- ② メールによる連絡体制の促進
- ③ 事務処理などの合理化の検討

(2) 経理部

1. 予算の適正執行と経理事務の合理化の推進

(3) 業務部

1. 業務処理の実施

- ① 登記所備付地図作成作業への参画
- ② 地籍調査業務への参画
- ③ その他法定事業の処理

2. 自主事業の推進

- ① 基準点設置作業等の実施
- ② 業務処理に伴う境界標設置の推進

3. 業務処理体制の強化

- ① 業務受託体制の改善
- ② 成果品の品質と管理の検討

4. 関係官公署に対する啓発活動

科 目	令和4年度予算			令和5年度予算			増 減		
	公益目的事業会計	法人会計	合 計	公益目的事業会計	法人会計	合 計	公益目的事業会計	法人会計	合 計
	嘱託登記事業			嘱託登記事業			嘱託登記事業		
管理費									
業務処理費									
外注費									
役員報酬		2,000,000	2,000,000		2,000,000	2,000,000			
退職給付費用		70,000	70,000		72,000	72,000		2,000	2,000
給料手当		3,000,000	3,000,000		3,000,000	3,000,000			
福利厚生費		650,000	650,000		650,000	650,000			
会議費		100,000	100,000		200,000	200,000		100,000	100,000
旅費交通費		550,000	550,000		550,000	550,000			
通信運搬費		200,000	200,000		200,000	200,000			
減価償却費		123,459	123,459		119,091	119,091		△ 4,368	△ 4,368
消耗什器備品費		300,000	300,000		300,000	300,000			
消耗品費		200,000	200,000		200,000	200,000			
修繕費		90,000	90,000		30,000	30,000		△ 60,000	△ 60,000
印刷製本費		200,000	200,000		250,000	250,000		50,000	50,000
光熱水道費		150,000	150,000		200,000	200,000		50,000	50,000
賃貸料		330,000	330,000		330,000	330,000			
保険料		500,000	500,000		500,000	500,000			
諸謝金		600,000	600,000		600,000	600,000			
租税公課		200,000	200,000		200,000	200,000			
支払負担金		1,300,000	1,300,000		1,300,000	1,300,000			
研修費		60,000	60,000		200,000	200,000		140,000	140,000
図書費		10,000	10,000		10,000	10,000			
諸会費		43,000	43,000		43,000	43,000			
接待交際費		500,000	500,000		500,000	500,000			
啓発費		150,000	150,000		150,000	150,000			
地代家賃		600,000	600,000		600,000	600,000			
検定料									
雑費		200,000	200,000		200,000	200,000			
支払利息		45,706	45,706		103,185	103,185		57,479	
経常費用計	163,282,000	12,172,165	175,454,165	171,258,000	12,507,276	183,765,276	7,976,000	335,111	8,253,632
当期経常増減額	6,718,000	9,146,835	15,864,835	△ 9,258,000	6,792,724	△ 2,465,276	△ 15,976,000	△ 2,354,111	△ 18,330,111
2. 経常外増減の部									
経常外収益									
当期経常外増減額									
当期一般正味財産増減額	6,718,000	9,146,835	15,864,835	△ 9,258,000	6,792,724	△ 2,465,276	△ 15,976,000	△ 2,354,111	△ 18,330,111
一般正味財産期首残高	△ 28,652,603	95,321,944	66,669,341	△ 36,083,781	121,304,703	85,220,922	△ 7,431,178	25,982,759	18,551,581
一般正味財産期末残高	△ 21,934,603	104,468,779	82,534,176	△ 45,341,781	128,097,427	82,755,646	△ 23,407,178	23,628,648	221,470
II 正味財産期末残高	△ 21,934,603	104,468,779	82,534,176	△ 45,341,781	128,097,427	82,755,646	△ 23,407,178	23,628,648	221,470

個人情報保護に関する規則

【改正案】	【現行】	備考欄
<p>(定 義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 従業者 本協会の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者をいう</p> <p>(4) (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2. 本協会は、個人情報を取扱う業務を外部に委任又は請け負わせようとするときは、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を選任するとともに、この規則の趣旨に従って、個人情報の適正な取扱いの保護を図るものとする。</p> <p>(取 得)</p> <p>第4条 従業者は、業務の実施に当たり取得する個人情報については、業務の遂行に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により取得しなければならない。</p> <p>2. 従業者は、業務を処理するために本人から直接書面（電磁的記録を含む）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、利用目的等を書面 または これに準ずる方法によって通知し、本人の承諾を得るものとする。<u>ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。</u></p>	<p>(定 義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 従業者 本協会の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者（役員、社員、職員等を含む）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2. 個人情報を取扱う業務を外部に委任又は請け負わせようとするときは、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を選任するとともに、この規則の趣旨に従って、個人情報の適正な取扱いの保護を図るものとする。</p> <p>(取 得)</p> <p>第4条 業務の実施に当たり取得する個人情報については、業務の遂行に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により取得しなければならない。</p> <p>2. 業務を処理するために本人から直接書面（電磁的記録を含む）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、利用目的等を書面 または これに準ずる方法によって通知し、本人の承諾を得るものとする。</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

【改正案】	【現行】	備考欄
<p>(安全管理措置)</p> <p>第5条 本協会は、個人データの漏洩、滅失又はき損等の防止、その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。</p> <p>2. 本協会は、個人データの適切な管理のために必要と認めるときは、次に掲げる事項を含む合理的な安全対策を講じるものとする。</p> <p>(1) 個人データの利用者及び利用方法の制限</p> <p>(2) 個人データの保管場所及び保管方法の制限</p> <p>(3) 個人データの廃棄方法の制限</p> <p>3. 本協会は、個人データの保護を維持するために、前項の安全管理措置について、必要に応じて見直しを行うものとする。</p>		(新設)
<p>(秘密保持)</p> <p>第6条 <u>従業者は、業務上知り得た個人情報</u>を秘密に保持し、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本人又は第三者に提示又は開示してはならない。<u>ただし、以下の場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>(1) 法令に基づく場合</u></p> <p><u>(2) 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</u></p> <p><u>(3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</u></p>	<p>(秘密保持)</p> <p>第5条 業務上知り得た個人情報を秘密に保持し、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本人又は第三者に提示又は開示してはならない。</p>	(追加) (変更)

【改正案】	【現行】	備考欄
<p><u>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</u></p> <p>2. (略)</p> <p>(目的外使用の禁止)</p> <p>第7条 <u>従業者は、業務上知り得た個人情報</u>を業務の実施上の目的以外のいかなる目的にも使用してはならない。</p> <p>2. (略)</p> <p>(複製等の制限)</p> <p>第8条 <u>従業者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報</u>を複製、送信、外部への送付又は持ち出しを行ってはならない。ただし、業務の実施にあたり必要最小限の範囲内で行うときは、この限りでない。</p> <p>(管理体制)</p> <p>第9条 <u>本協会の個人情報保護管理責任者を総務部長とし、本協会における個人情報保護管理に関する業務を総務部に行わせ、指揮、監督をし、必要に応じて、その業務内容を理事会に報告するものとする。</u></p> <p>2. <u>総務部長は、個人情報の取扱いについて、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他個人情報が記録されている媒体等の適切な管理その他必要な処置及び指導を行う。</u></p>	<p>2. (略)</p> <p>(目的外使用の禁止)</p> <p>第6条 業務上知り得た個人情報を業務の実施上の目的以外のいかなる目的にも使用してはならない。</p> <p>2. (略)</p> <p>(複製等の制限)</p> <p>第7条 発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報を複製、送信、外部への送付又は持ち出しを行ってはならない。ただし、業務の実施にあたり必要最小限の範囲内で行うときは、この限りでない。</p> <p>(管理体制)</p> <p>第8条 本協会の管理責任者は、理事長とし、個人情報の取扱いについて、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他個人情報が記録されている媒体等の適切な管理その他必要な処置及び指導を行う。</p> <p>2. 理事長は、個人情報の適切な管理が不十分であると認められるときは、社員、職員に対しその改善を求めることができる。</p>	<p></p> <p>(追加) (変更)</p> <p>(追加) (変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

【改正案】	【現行】	備考欄
<p>3. <u>総務部長は、個人情報の適切な管理が不十分であると認められるときは、社員、職員に対しその改善を求めることができる。</u></p>	<p>3. 理事長は、個人情報の管理状況について、必要に応じて報告書を求め又は立会のうえ確認することができる。</p>	<p>(変更)</p>
<p>4. <u>総務部長は、個人情報の管理状況について、必要に応じて報告書を求め又は立会のうえ確認することができる。</u></p>		<p>(追加)</p>
<p>5. <u>本協会は、個人情報の取扱いに関する苦情、問い合わせ等に対して、迅速かつ適切に対応するとともに、そのために必要な体制の整備に努めるものとする。</u></p>		<p>(追加)</p>
<p>6. <u>従業者は、個人情報の漏洩、改ざん、滅失又はき損等の事案が発生した場合は、事実関係等を本人に速やかに通知するとともに、再発の防止に努めるものとする。</u></p>		<p>(追加)</p>
<p>(教育・研修) <u>第10条 本協会は、従業者に対し、現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的実施するものとする。</u></p>		<p>(新設)</p>
<p>(返還等) <u>第11条 従業者は、業務実施のために発注者から貸与された個人情報の記録された媒体を、業務終了後、直ちに発注者に返還しなければならない。</u></p>	<p>(返還等) 第9条 業務実施のために発注者から貸与された個人情報の記録された媒体を、業務終了後、直ちに発注者に返還しなければならない。</p>	<p>(追加) (変更)</p>

【改正案】	【現行】	備考欄
<p>2. 従業者は、業務実施のために取得又は作成した個人情報 は、業務終了後、すみやかに 復元又は判読が不可能な方法 により、責任をもって消去し 又は当該個人情報が記録され た媒体を廃棄しなければならない。 ただし、発注者との協議にお いて業務終了後も一定期間保 有する必要があるとされる場 合は、この限りでない。</p>	<p>2. 業務実施のために取得又は 作成した個人情報は、業務終 了後、すみやかに復元又は判 読が不可能な方法により、責 任をもって消去し又は当該個 人情報が記録された媒体を廃 棄しなければならない。ただ し、発注者との協議において 業務終了後も一定期間保有す る必要があるとされる場合 は、この限りでない。</p>	<p>(追加) (変更)</p>
<p>(苦情及び問い合わせ等の対応)</p> <p><u>第12条</u> 本協会は、個人情報の取扱い に関する苦情及び問い合わせ 等に対する受付窓口を事務局 に置き、これに迅速かつ適切 に対応するものとする。</p>		<p>(新設)</p>
<p>(漏洩が発生した場合の措置)</p> <p><u>第13条</u> 本協会は、個人情報の漏洩が 発生した場合は、当該個人情 報に類する個人情報の安全の 確保を図るとともに、事実関 係等を本人に速やかに通知 し、再発の防止に努めるもの とする。</p>		<p>(新設)</p>
<p>(運用規程)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p>	<p>(運用規程)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>(変更)</p>
<p>(規則の改廃)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p>	<p>(規則の改廃)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>(変更)</p>

【改正案】	【現行】	備考欄
<p>附 則 （施行期日） この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 <u>この改正規則は、令和5年7月27日から施行する。</u></p>	<p>附 則 （施行期日） この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>（追加）</p>

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、理事会において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会総務部長とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当協会における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- ・電子メールを利用した請求書等の授受
- ・クラウドサービスを利用した請求書等の授受
- ・EDIシステムを利用した請求書等の授受
- ・ペーパーレスファックスを利用した請求書等の授受
- ・インターネットショッピングサイトでの購入明細や領収書等の受領
- ・クレジットカードの利用明細データ

(対象となるデータと保存先)

第5条 保存する取引関係情報は保存サーバ内に保存する。

(取引データの保存)

第6条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち第5条に定めるデータについては、第5条に定める保存先に、10年間保存する。

(保存先に取り込む前の訂正削除の禁止)

第7条 取引関係情報の内容について、保存先に取り込む前の訂正及び削除を禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第 8 条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- (1) 申請日
- (2) 取引伝票番号
- (3) 取引件名
- (4) 取引先名
- (5) 訂正・削除日付
- (6) 訂正・削除内容
- (7) 訂正・削除理由
- (8) 処理担当者名

2. 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
3. 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
4. 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
5. 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附 則

(施 行)

第 9 条 この規則は、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。

科 目	令和3年度決算			令和4年度決算			増 減		
	公益目的事業会計	法人会計	合 計	公益目的事業会計	法人会計	合 計	公益目的事業会計	法人会計	合 計
	嘱託登記事業			嘱託登記事業			嘱託登記事業		
管理費									
業務処理費									
外注費									
役員報酬		1,573,600	1,573,600		1,600,400	1,600,400		26,800	26,800
退職給付費用		57,609	57,609		69,207	69,207		11,598	11,598
給料手当		2,748,740	2,748,740		2,839,851	2,839,851		91,111	91,111
福利厚生費		597,837	597,837		610,849	610,849		13,012	13,012
会議費		103,974	103,974		96,661	96,661		△ 7,313	△ 7,313
旅費交通費		343,390	343,390		527,370	527,370		183,980	183,980
通信運搬費		237,673	237,673		192,208	192,208		△ 45,465	△ 45,465
減価償却費		128,496	128,496		123,459	123,459		△ 5,037	△ 5,037
消耗什器備品費					293,928	293,928		293,928	293,928
消耗品費		76,470	76,470		151,761	151,761		75,291	75,291
修繕費					85,000	85,000		85,000	85,000
印刷製本費		301,212	301,212		188,733	188,733		△ 112,479	△ 112,479
光熱水道費		122,516	122,516		121,543	121,543		△ 973	△ 973
貸貨料		285,200	285,200		319,800	319,800		34,600	34,600
保険料		613,740	613,740		671,065	671,065		57,325	57,325
諸謝金		626,000	626,000		440,000	440,000		△ 186,000	△ 186,000
租税公課		165,910	165,910		135,260	135,260		△ 30,650	△ 30,650
支払負担金		1,005,137	1,005,137		1,250,637	1,250,637		245,500	245,500
研修費					53,382	53,382		53,382	53,382
図書費		11,277	11,277		6,805	6,805		△ 4,472	△ 4,472
諸会費		43,000	43,000		43,000	43,000			
接待交際費					451,658	451,658		451,658	451,658
啓発費		5,100	5,100		304,200	304,200		299,100	299,100
地代家賃		572,728	572,728		572,728	572,728			
検定料									
雑費		165,187	165,187		147,248	147,248		△ 17,939	△ 17,939
支払利息		49,398	49,398		45,706	45,706		△ 3,692	△ 3,692
経常費用計	248,332,787	9,834,194	258,166,981	155,397,252	11,342,459	166,739,711	△ 92,935,535	1,508,265	△ 91,427,270
当期経常増減額	△ 3,332,787	57,739,131	54,406,344	△ 7,431,178	25,982,759	18,551,581	△ 4,098,391	△ 31,756,372	△ 35,854,763
2. 経常外増減の部									
経常外収益									
当期経常外増減額									
当期一般正味財産増減額	△ 3,332,787	57,739,131	54,406,344	△ 7,431,178	25,982,759	18,551,581	△ 4,098,391	△ 31,756,372	△ 35,854,763
一般正味財産期首残高	△ 25,319,816	37,582,813	12,262,997	△ 28,652,603	95,321,944	66,669,341	△ 3,332,787	57,739,131	54,406,344
一般正味財産期末残高	△ 28,652,603	95,321,944	66,669,341	△ 36,083,781	121,304,703	85,220,922	△ 7,431,178	25,982,759	18,551,581
II 正味財産期末残高	△ 28,652,603	95,321,944	66,669,341	△ 36,083,781	121,304,703	85,220,922	△ 7,431,178	25,982,759	18,551,581

貸借対照表

令和 5年 6月30日現在

(単位：円)

科 目	前年度	当年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	122,948,051	111,779,393	△ 11,168,658
仮払金	138,226	188,126	49,900
未収入金	240,619	930,919	690,300
貯蔵品	793,192	1,104,017	310,825
未収消費税		1,933,500	1,933,500
流動資産合計	124,120,088	115,935,955	△ 8,184,133
2. 固定資産			
その他の固定資産			
建物	1,562,210	1,471,590	△ 90,620
構築物	1	1	0
什器備品	246,910	214,071	△ 32,839
リース資産	1,077,100	2,915,100	1,838,000
固定資産合計	2,886,221	4,600,762	1,714,541
資産合計	127,006,309	120,536,717	△ 6,469,592
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	16,132,523	12,525,050	△ 3,607,473
リース債務	1,174,970	3,203,606	2,028,636
未払消費税	5,615,500	0	△ 5,615,500
預り金	18,635,975	11,493,139	△ 7,142,836
前受金	10,000,000	0	△ 10,000,000
流動負債合計	51,558,968	27,221,795	△ 24,337,173
2. 固定負債			
長期借入金	8,778,000	8,094,000	△ 684,000
固定負債合計	8,778,000	8,094,000	△ 684,000
負債合計	60,336,968	35,315,795	△ 25,021,173
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	66,669,341	85,220,922	18,551,581
正味財産合計	66,669,341	85,220,922	18,551,581
負債及び正味財産合計	127,006,309	120,536,717	△ 6,469,592

財 産 目 録

令和 5年 6月30日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	460,002	
	預金	普通預金 (高知信用金庫上街支店)	運転資金として	1,032,864	
		普通預金 (四国銀行上町支店)	運転資金として	88,712,021	
		普通預金 (四国銀行上町支店)	源泉所得税預りとして	11,273,687	
		普通預金 (四国銀行上町支店)	社会保険料預りとして	300,819	
		普通預金 (四国銀行上町支店)	前払金預託として	0	
		普通預金 (四国銀行上町支店)		10,000,000	
		普通預金 (四国銀行上町支店)			
	仮払金	雇用保険概算		188,126	
	未収入金	未収嘱託登記受託収益		930,919	
未収消費税	未収消費税		1,933,500		
貯蔵品	切手・収入印紙 杭等 成果品ファイル	運転資金として	11,234		
		公益目的事業使用資材	1,003,383		
		公益目的事業使用資材	89,400		
流動資産合計				115,935,955	
(固定資産)					
基本財産				0	
特定資産				0	
その他固定資産	建物	会館改修工事		1,471,590	
	構築物	バリカー		1	
	什器備品	キャビネット一式		214,071	
	リース資産	コピー機 AED ファイアウォール ファイアウォール GPS解析ソフト GPSコントローラ 大型コピー機	コピー機		27,000
			AED		166,500
			ファイアウォール		0
			ファイアウォール		1,518,400
			GPS解析ソフト	公益目的保有財産	0
			GPSコントローラ	公益目的保有財産	583,000
大型コピー機	公益目的保有財産	123,200			

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
		プリンタ	公益目的保有財産	0
		レーザープリンタ	公益目的保有財産	296,800
		14条アイサンソフト	公益目的保有財産	200,200
固定資産合計				4,600,762
資産合計				120,536,717
(流動負債)	未払金(業務)	高知地方法務局		7,000,000
		高知市地籍調査課		4,423,400
		南国市都市整備課		609,524
		いの町管財契約課		492,126
	リース債務			3,203,606
	預り金	社会保険料		202,927
		雇用保険料		16,390
		源泉所得税		11,273,822
流動負債合計				27,221,795
(固定負債)	長期借入金	日本政策金融公庫		8,094,000
固定負債合計				8,094,000
負債合計				35,315,795
正味財産				85,220,922

財 産 目 録

令和 5年 6月30日現在

(別紙)

(単位：円)

未払業務処理費内訳		
高知地方法務局 未払業務処理費		7,000,000
登記所備付地図作成作業	7,000,000	
高知市地籍調査課 未払業務処理費		4,423,400
田岡 拓次、刈谷 聡、尾崎 真紀	1,423,400	
野口 和秀、小田 誠司、山崎 亮介、彼末 浩司	1,000,000	
岡林 昌彦、山岡 勝、橘 秀明、三田 旺璃	2,000,000	
南国市都市整備課		609,524
濱田 明彦	79,823	
沖田 春男	100,000	
山岡 勝	34,000	
岡林 昌彦	35,000	
高知土地家屋調査士法人	45,000	
濱田 一代	315,701	
いの町管財契約課		492,126
谷相 恒行	492,126	
	合 計	12,525,050

令和 5年 6月30日現在

財務諸表に対する註記

公益社団法人 高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

1 重要な会計の方針

- (1) 固定資産の減価償却方法・・・定率法
- (2) 繰延資産の償却方法・・・・均等償却
- (3) リース取引の処理方法・・・・賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う方法
- (4) 消費税の会計処理・・・・税抜処理の方法

2 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	1,970,000	498,410	1,471,590
構 築 物	246,750	246,749	1
工具器具備品	468,106	254,035	214,071
リース資産	6,366,000	3,450,900	2,915,100
ソフトウェア	1,200,000	1,200,000	0
合 計	10,250,856	5,650,094	4,600,762

監 査 報 告 書

令和4年7月1日から令和5年6月30日までの令和4年度の本協会の業務の執行状況及び財産の運用状況に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、本協会が定めた監査規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、本協会と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関しては、監査会において報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、当該事業年度に係る計算書類（正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、本協会の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事会の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類（正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）及びその附属明細書は、相違なく且つ適正であることを認めます。

令和 5年 7月20日

公益社団法人 高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

監 事 小 笠 原 哲 輔 ㊞

監 事 川 本 達 夫 ㊞

第2号議案 監事報酬限度額決定の件

- ・ 年間報酬額 90,000円

第3号議案 理事及び監事選任の件

役員選任に関する規則第4条第1項①

役員選任に関する規則第4条第1項②

役員選任に関する規則第4条第1項③

第4号議案 その他の件